

別表第7（第2条関係）

区 分	基	準
第一種禁止地域	表示面積及び高さ	表示面積3.5平方メートル以内及び高さ5メートル以下のものであること。
	数量	1施設当たり4個以下であること。
	当該施設への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件相互間の距離	500メートル以上であること。
	表示又は設置の場所	当該施設からの距離が5キロメートル以内であること。
	表示方法	施設の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するものであり、かつ、発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること。
第二種禁止地域	表示面積及び高さ	1面の表示面積が3.5平方メートル以内で、かつ、表示面積7平方メートル以内及び高さ5メートル以下のものであること。
	数量	1施設当たり4個以下であること。
	当該施設への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件相互間の距離	500メートル以上であること。
	表示又は設置の場所	当該施設からの距離が5キロメートル以内であること。
	表示方法	施設の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するものであり、かつ、発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること。

備考

- 1 屋上広告物を屋上構造物に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、屋上広告物の高さに算入する。
- 2 壁面広告物のうち、建築物の壁面から突き出して設置されるものにあつては、出幅が1.5メートル以内で、かつ、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
- 3 簡易広告物にあつては、別表第3第2号の表に定める規格を満たすものであること。